

第百四十五回国会
衆議院
法務委員会
議 録 第 十 七 号

平成十一年五月二十七日(木曜日)

午後三時六分開議

出席委員

委員長 杉浦 正健君

理事 橋 康太郎君
理事 山本 幸三君
理事 上田 勇君
安倍 晋三君
大島 理森君
加藤 卓二君
小坂 憲次君
小林 多門君
佐田玄一郎君
菅 義偉君
西田 司君
保岡 興治君
漆原 良夫君
三沢 淳君

理事 八代 英太君
理事 山本 有二郎君
理事 達増 拓也君
岩永 峯一君
奥野 誠亮君
河村 建夫君
小杉 隆君
左藤 惠君
笹川 堯君
中谷 元君
萩山 教蔵君
渡辺 喜美君
安倍 基雄君
飯岡 兵輔君

出席政府委員

法務 大臣 陣内 孝雄君

出席府委員

法務省刑事局長 松尾 邦弘君

委員外の出席者

法務委員会専門員 海老原良宗君

委員の異動

五月二十七日

辞任

奥野 誠亮君

加藤 紘一君

河村 建夫君

小杉 隆君

笹川 堯君

西田 司君

補欠選任

中谷 元君

小林 多門君

岩永 峯一君

萩山 教蔵君

安倍 晋三君

小坂 憲次君

同日

保岡 興治君

梅藤 恒夫君

大島 理森君

三沢 淳君

安倍 晋三君

岩永 峯一君

大島 理森君

小坂 憲次君

小林 多門君

中谷 元君

萩山 教蔵君

三沢 淳君

同日

辞任

佐田玄一郎君

菅 義偉君

西田 司君

補欠選任

西田 司君

本日の会議に付した案件

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案(内閣提出、第百四十二回国会閣法第九二号)

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案(内閣提出、第百四十二回国会閣法第九三号)

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百四十二回国会閣法第九四号)

○杉浦委員長 これより会議を開きます。(発言する者、離席する者あり)委員の方々、御着席をお願いいたします。――御着席をお願いいたします。

第百四十二回国会、内閣提出、組織的な犯罪の処罰及び犯罪……(発言する者多く、聴取不能等に関する法律案、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。

この際、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案及び犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案の両案に対して、それぞれ、上田勇君外九名から、自由民主党、公明党・改革クラブ及び自由党の三党派共同提案による修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。上田勇君。――御着席をお願いいたします。――御着席をお願いいたします。――御着席をお願いいたします。――御着席をお願いいたします。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案に対する修正案
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案に対する修正案
刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正案
(本号末尾に掲載)

○上田(勇)委員 ただいま議題となりました自由民主党、公明党・改革クラブ及び自由党の各党派共同提案に係る組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案に対する修正案及び犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案に対する修正案につきまして、提案者を代表して、その趣旨及び概要を一括して御説明申し上げます。

最初に、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案に対する修正案につきまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。――御着席をお願いいたします。――御着席をお願いいたします。――御着席をお願いいたします。――御着席をお願いいたします。

であり、これらの罪と同種の罪が既に別表に規定されておりますので、これらの罪に係る犯罪収益等をこの法律案に定める犯罪収益規制の対象とするものであります。

その他、関係法律の改正等に伴い、所要の規定の整備等の修正を行うものであります。

以上が、この修正案の趣旨及び概要であります。

引き続きまして、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案に対する修正案につきまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

第一は、本法律案の目的についてであります。本法律案は、組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害している現状にかんがみ、これに適切に対処することを目的とするものであります。――御着席をお願いいたします。

第二は、通信傍受の対象犯罪等についてであります。

本法律案による通信の傍受を必要最小限度の範囲のものとするため、対象犯罪を薬物関連犯罪、銃器関連犯罪、集団密航に関する罪及び組織的な殺人の罪に限定するとともに、別表に掲げる罪の実行に必要な準備のために犯罪が犯された場合の傍受に限り、死刑または無期もしくは長期二年以上の懲役もしくは禁錮に当たる罪が別表に掲げる罪と一体のものとしてその実行に必要な準備のために犯された場合に限定するものであります。

第三は、傍受令状の請求権者及び発付権者の範囲についてであります。傍受令状の請求及びその発付をさらに慎重に行うことを確保するため、請求権者のうち検察官については検事総長が指定する検事、警察官については国家公安委員会等が指定する警視以上の警察官に限定し、発付権者についても、地方裁判所の裁判官に限定するものであります。

ります。

第四は、傍受の実施時における立会人についてであります。傍受の実施の適正を確保するため、立会人を常時立ち会わせなければならないものと、また、立会人は、検察官または司法警察員に對し、当該傍受の実施に關して意見を述べることが出来るものとするものであります。

第五は、他の犯罪の実行を内容とする通信の傍受についてであります。これは、傍受令状による傍受の実施の過程における緊急の措置として認められるものであることから、その範囲を、特に証拠として保全する必要性が高い重大な犯罪、すなわち別表に掲げる罪及び死刑または無期もしくは短期一年以上の懲役もしくは禁錮に當たる罪に限定するとともに、この傍受が行われた場合における裁判官による事後的な審査の手続を設けるものであります。

第六は、通信の秘密を侵す行為の処罰等についてであります。通信の秘密を制約する通信傍受制度を設ける以上、その反面として、違法に通信の秘密を侵す行為に對しては厳正な処罰が行われるべきものであります。そこで、捜査または調査の権限を有する公務員が、その捜査または調査の職務に關し、電気通信事業法または有線電気通信法の通信の秘密を侵す罪を犯した場合は、三年以下の懲役または百万円以下の罰金に處することとし、さらに、これとの均衡上、一般人がこれを犯した場合は二年以下の懲役または五十万円以下の罰金に處し、電気通信事業者等がこれを犯した場合は三年以下の懲役または百万円以下の罰金に處するものとするものであります。

その他、所要の規定の整備等の修正を行うものであります。

以上が、この修正案の趣旨及び概要であります。両修正案につきまして、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○杉浦委員長 以上で両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○杉浦委員長 これより各案及び両修正案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。八代英太郎。

○八代委員 自由民主党の八代英太郎でございます。

自由民主党発議者の皆さん、そして公明党・改革クラブの発議者の皆さん、自由党発議者の皆さん、大変難しい法案を物見事に修正していただきまして、そして、その修正案が提示されて、きょうこうして委員会に諮られましたこと、心から感謝を冒頭申し上げたいと思っております。

私は、自由民主党のこの法務委員会の筆頭理事といたしまして、委員長をお支え申し上げながら、いろいろな協議をたび重ねてまいりましたが、かつての時代に、わめき散らしながら委員会に臨む姿勢が、きのうのごとく思い返されてまいりました。やはり、私たちの日本はまだ議會制民主主義が醸成されていまいという思いを大変強くすると同時に、みんなで語り合い、話し合い、そして、相對峙するものはしっかりとその意見を主張し合つて、最後は、民主主義のルールにのっとり賛否それぞれ明らかにしながら国民に伝えていくのが我々の責任ではないか、このようにも思っているところでございます。

さて、きのうの新聞にこの組織三法につきましていろいろな社説が載っております。もちろん反對を鮮明にしている新聞社もあるかと思ひますと、また一方、国の未来を考え、そして国際社会の今日を考え、今麻薬に汚染されつつある子供たちの二十一世紀を考え、あるいは、きのうもいろいろな不法入国した人々の凄惨な殺人事件が展開している。そして、この異国の地で、だまされたかどうかかわかりませんけれども、日本に来て最期の命を絶たれるという今日のこの不法入国の問題。あるいは、一昨日の江東区で起きた、何人かわかりませんが、銃が町の中で発砲されている現状。どうして日本に銃が入ってくるんだらう。こういうことを考えますと、私たちは、グロー

バル化すればするほど、ボーダーレスになる国際関係にあればあるほど、先進国の中において私たちの国だけにこうしたものの対策がとられていなかったという、私たちは、政治をする者の責任も痛感しながら、この法案の一日も早い成立をお願いもいたしたところでございます。

そういう意味では、喧騒の中に始まったきょうの修正案ではございませうけれども、私たちは眞摯に議論を積み重ねていきたいと思っております。そこで、その新聞の社説を引用いたしますと、内外の情勢から三法の成立を急ぐ必要があることなどを総合判断したものであらう。

現時点ではやむを得ない。組織犯罪に對する有効な捜査手段の一つとして、育て確立するために、引き続き国民の理解を得る努力を続ける必要がある。

ただ、野党の一部に「一般市民もいつ盗聴されるかわからない」など、事実と異なる感情論を振りまく議員がいるのは残念だ。法律が、無原則に市民生活を盗聴する構造になっていないことは、明らかだ。

人々をおおるスローガンからは、何も生まれない。むしろ、乱用を防ぐ厳しい歯止め策について、筋の通った提言を行い、修正を求めるのが責任ある政治家の対応であらう、こう記されております。また、もう一つの新聞は、

通信傍受は各国とも法制化済みで、今年六月ドイツで開催されるサミットでは、わが国が国内法の整備状況を報告しなくてはならない立場に立たされているからだ。

盗聴と傍受とは大きな違いがある。盗聴はどのような目的があろうと、またいかなる手段をこうじて違法である。机や部屋の花瓶の中にマイクを仕込んだり、テープレコーダーを隠したりすることもある違法だ。

しかし成立が見込まれる法案で通信傍受が認められるのは、犯罪の巧妙化、国際化などで従来の尾行などの捜査手法では摘発が困難なもの

が対象だ。中国人密航組織の摘発や、暴力団の麻薬、覚せい剤、銃器の密輸などの捜査、オウム真理教事件のような大規模かつ凶悪な組織犯罪の取り締まりがこれにあたる。この法律で、善良な一般市民のプライバシーが脅かされる、と反對するのは、捜査の国際常識を無視した議論である。

こういう社説も私は拝見いたしました。多くの国民の中にもこの組織三法に對する大きな期待が込められているという思いに立ちまして、これから質問をさせていただいてまいります。

これまで我が国は、良好な治安によって平穩な市民生活を保つてまいりましたが、最近、こうした組織的な犯罪の実情を見ると、そのような社会を維持することが極めて難しいと思っております。そういう意味で、この種の犯罪を解明して犯罪組織を壊滅させるために必要不可欠な捜査手法であると私も考えております。

本修正案が、本法案の目的を定める第一条において、「組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害していることにかんがみ」と大きく記載されている文言に加えられた趣旨はいかなるものか、ひとつ発議者から伺いをしたいと思ひます。

○笹川委員 八代委員にお答えいたします。

近年、薬物乱用の蔓延や暴力団等により薬物、銃器関連の凶悪犯罪が多発をいたしております。その背後では、暴力団等による組織的な密輸、そしてまた供給、そしてまた組織的な犯罪が平穩な市民生活を脅かし、健全な社会の維持発展を著しく害しているという現状にかんがみ、と、これに適切に對処して一般国民の人権を守るためには、必要最小限の範囲で通信傍受をさせていたいただきたい、そういう制度を設けさせていたいただきたいというのがこの法案によります通信傍受の制度でございまして、ぜひ御理解いただきたいと思ひます。

○八代委員 前法務委員長の笹川発議者から伺いました。前委員長の時代にもこの問題は私たち

られるのではないかと。そういうことで、やはり今回は、切斷権についてはいろいろ議論がありましたが、切斷権は与えない方が立会人に対していいのではないかな、私はそういうふうに思っております。

なお、通信の当事者あるいはまた捜査機関がこの内容について不審に思った場合には異議を唱えることもできますし、そういうことの裏づけもあると私は思いますので、今回は立会人は切斷権を持たない方が、かえって切斷権を持って今度は証人に呼び出されたり、犯罪の内容を知ったというところは、私はやはりそれはやらない方がいいのではないかな、こういうふうに思っております。

○八代委員 実は、先日、社民党の坂本展人君がどうしてもあの映画を見ておけと言ったので、エネミー・オブ・アメリカという映画を見ました。まさに科学の粋を集めた、娯楽映画としてはおもしろかったわけですが、しかし諸外国の司法機関と、日本の警察を含めた司法関係者の信頼度という点では、先日刑事局長が御答弁されておりましたけれども、はるかに日本は、八〇%以上の国民が日本の司法を信頼している、こういう状況であるだけに、やはり通信傍受というのは、繰り返し私は申し上げたいと思うのですが、捜査機関による濫用の心配という点の一つの大きなこの委員会での議論になっていたような気がするのです。

通信の秘密は、我々市民生活においては極めて重要でございますし、それが捜査機関によって不当に制約されるようなことは断じてあってはならないと思っております。今回の修正案においては、捜査機関による濫用の防止という点でどのような改善がなされたか、伺っておきたいと思っております。

○笹川委員 御案内のように、当委員会におきましても、捜査官の濫用という点につきまして担保がない、こういう議論がございました。私自身も、捜査機関は信頼されておりますし、信頼をし

なければ我々国民は不幸であります。しかしながら、人間のやることでありますので、今回は通信法を改正させていただいて、そういう濫用した人については、刑期を懲役三年、罰金百万円以下というように新設させていただいて、厳しく処分をいたしますよということで、そういう事件は起きないだろう、私はこういうふうに考えております。

○八代委員 この組織三法につきましては、紆余曲折ございましたけれども、杉浦委員長のもとで真摯な議論が積み重ねられてまいりまして、法務委員会、長い歴史の中におきましても最長時間は二十五時間ぐらい、大きな法律もそのくらいではば収束いたしますか、最後は賛否という一つの歴史的な記録もございます。

もう既にこの法案におきましては、十一人の参考人の方々に、それぞれ専門分野で学識経験豊かな皆さん方を初め、反対側の人、賛成する人、いろいろな人の声を私たちは聞きながら今日まで議論を積み重ねてまいりました。そして、議論の中から、それぞれ三党による修正案が提示されてまいりました。

恐らくほかの政党の皆さんも、修正すべきは修正を出していただきたいながら、そしてそれをしっかりと議論していただきたいながら、そして私たちの毎日の暮らし、すべての国民にとって安全な日本の国、そして普通の国になるように、そういう思いを持ちますと、先進国、先進国と言いましたけれども、この日本がそうした犯罪の天国になり、また各国から指摘されるようなことがあっても国際社会の中では生き残ることはできません。

日本に行くのは怖いというようなことになったら、今はまだ日本の警察は治安を維持されて安心だ、こういう評価をそれぞれいただいている国の方が多いかもしれませんけれども、もし、きのうの事件、おとこの発砲事件、こういうものが繰り返されて、もう日本に行くのは怖いぞ、こういう国際社会になったときは、まさにこの愛すべき

日本は沈没してしまうようなときだ、このように思っております。

最後に、ひとつ大臣に、せっかくお出ましでございますので、この修正案に対する御評価を一言伺えれば大変ありがたいと思います。そして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○内閣府大臣 このたび、貴重な取りまとめをしていただきまして、大変敬意を表しておるところでございます。

○八代委員 ありがとうございます。

○杉浦委員長 これより民主党の質疑時間に入ります。

質疑者がまだおられませんので、委員の方々、大変恐縮でございますが、自席にて御待機いただきますようお願いを申し上げます。

〔委員長退席、橋委員長代理着席〕

〔橋委員長代理退席、委員長着席〕

〔委員長退席、橋委員長代理着席〕

〔橋委員長代理退席、委員長着席〕

○杉浦委員長 これにて民主党の質疑時間は終了いたしました。

次に、漆原良夫君。

○漆原委員 公明党・改革クラブの漆原でございます。

修正案は、対象犯罪を麻薬関連、銃器関連、集団密航、そして組織的な殺人の四種類に限定しております。

原案が通信傍受の一般法と言われたことに比べてみますと、修正案は、特殊な犯罪に対する特殊な捜査方法を導入したというもので、私は大変評価したいと思っております。

そこでまず、対象犯罪をこの四つの罪種に限定した理由についてお尋ねしたいと思います。

○笹川委員 御案内のように、本法案は、通信傍受制度は組織的な犯罪に適切に対応することを目指すというところであります。特に、憲法の保障する通信の秘密を制約するものでありますから、その範囲を最小限度に抑えるということも必要であらうと思っております。特に、対象犯罪につきましては、そ

の捜査方法が必要不可欠と考えられる組織的な犯罪に限定することといたしました。

なお、薬物、銃器犯罪に関しては、その密輸、密売、供給が暴力団によりまして組織的に行われている、その手段といたしましてしばしば電話が使われているというのも現実でございます。そのように、密行的に行われる事犯を摘発し、首謀者を検挙するためには、どうしても通信傍受による捜査が不可欠であります。

特に、集団密航に関する罪は、我が国社会に与える影響が大きく、また、外国人の犯罪組織や暴力団が反復して行うことが多々ございますし、また、組織間の連絡や密航船との連絡に電話が多く用いられている例も多いと思っております。

そのように、本来は、捜査当局としてはあらゆる犯罪の通信傍受というものを期待するところではあります。我々もいたしまして、それでは余りにも開口が広過ぎて、国民の信頼といたしまして不安感というものもあるだろう、そういうことで、この四つに厳しく限定をして運用していただきたい、こういう趣旨でございます。

○漆原委員 本法は、あくまでも組織的な犯罪に対処するものとしてつくられた法律でございますが、今回は、組織的なものを要件とする犯罪は組織的な殺人だけで、あとの麻薬関連、銃器関連、集団密航、これは組織性ということが要件となっております。二人以上の共謀で足りるということでございますから、要件となっております。全体について組織性を要件とすべきではないか、あるいは、組織的な殺人だけ組織性を要件として、あとは要件としないということでは整合性に欠けるんじゃないか、こういうふうな考え方もあります。これについてはどのようにお考えでしょうか。

○笹川委員 先生の言われることも理解はできますが、御案内のように、殺人については一応組織的なものというふうに定めておりますが、例えば銃器だとか薬物にいたしましては、それぞれの形態がありますので、必ずしも組織的に全部やられ

ておるといふことをなかなか限定することは難しい。そういうことで、殺人に關しましては組織性というものを条件にいたしました。そのほかにつきましては二人以上の共謀といふことでくくられていただきました。

先生の御意見も十分に今後生かされるように期待いたしておりますが、とりあえず、この四項目につきましては、そのようなもので、組織を条件にしないといふことにさせていただきます。

○漆原委員 この前は、参考人として意見を述べたいただきました民暴事件に取り組んでおられた弁護士山田齊さんという方は、組織的な殺人を対象にするだけでは不十分である、組織的な逮捕監禁、略取誘拐もせむとも対象にすべきであるといふふうな意見を参考人として述べておられたが、この点はいかがでしようか。

○笹川委員 山田参考人の御意見も傾聴すべきものはあると思いますが、必ずしも、略取誘拐等は暴力団が組織的にやるんだといふふうに全部限定するといふことはなかなか困難であるかと思ひます。したがひまして、対象にするといふことは、ちよつと難しい場面もあるんじゃないのかなといふふうに考えられております。

なお、官利誘拐だとか略取につきましては、犯人側から必ず連絡がございいます。あるいは身の代金の要求とか、あるいはまたそのほかの要求も出てくる。必然的にそれは、被害者の了解があれば、当然傍受はできるわけでございますので、そういう意味で、組織的な殺人だけで、略取、監禁、誘拐はこの中に入れたかったといふことでございいます。

○漆原委員 目的についてお尋ねしますが、この目的の中に「組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害していることにかんがみ」、こういう文章が今回修正案で挿入されたわけでございますが、この文章を挿入した意図はどこにあるのかといふことが一点。

それから、もともと、今お答えいただいたように組織性が要件となっていない本法において、こ

の文章を挿入したことによって何か法的な意味があるのかないのか。

この二点についてお尋ねしたいと思います。

○笹川委員 御案内のように、現在の社会情勢、まことに厳しいものがございます。企業の間際、間際の交流が自由になる、あるいは規制緩和をどんどん進めていきましたら、残念ながら犯罪の方も規制緩和をございまして、外国からいろいろな犯罪が入ってくる。また、御案内のように、新聞紙上で大変凶悪な犯罪もございしますので、そういう意味で、平穩な、健全な社会生活を害しているといふ認識は国民の皆様方もお持ちだといふことで、このような趣旨を入れさせていただいたわけでありませう。

○漆原委員 これは法務省にお尋ねした方がいいのか。こういう文章を入れることによって、原案に入っていないで、新たにこれを挿入されたわけですから、これを認めることによつて何か法的な意義があるのかないのか。もともと組織性の縛りがかかっているのか、組織的な犯罪の目的のところに組織性といふこと、組織的な犯罪が行われていることにかんがみといふ文章を入れるといふことは、何か法解釈における縛りをつけるような法的効果があるのかないのか、これは法務省、いかがお考えでしようか。

○松尾政府委員 法律が制定される場合には、その立法目的といふものが、そういうことが非常に重要でございます。と申しますのは、法律の条文といふのは時に非常に抽象的になることがございいます。具体的な事例にこれを適用する際に、それでは何が一番基本的な考えべき事項かといひます。今申し上げた法律の立法目的でございます。したがひまして、第一条に、この組織対策の三法が全体として組織犯罪に対応するためであるといふことが明確にされることによりまして、そうした際の適用、運用の際には大きな指針になるといふことでございいます。

○漆原委員 それでは、十二条関係、立ち会いについてお尋ねしますが、修正案では常時立ち会い

といふことを要件として、例外を認めておられます。こういうふうな常時立ち会いとした理由についてお尋ねしたいと思います。

○笹川委員 御案内のように、国民の間には、通信傍受につきましていろいろの御意見、特に心配もあるかと思ひますので、そういう意味で、今回特に法律に許された範囲の中で通信を傍受するといふことでありますので、国民のそういう心配を払拭する意味におきまして、常時立ち会いを置くことによつて、公平に公正に行われているといふことをぜひ担保したい、こういうことで常時といふ言葉を使つて立ち会ひをしていただく、こういうことにしたのであります。

○漆原委員 原案も修正案もこの立会人の切斷権は認めておられない、こうなっております。これは法務省にお尋ねしたいと思ふんですが、検証令状では立会人に切斷権を認めておりました。しかし、今回の法案でいずれも立会人の切斷権は認めておりません。この点に關しては、判例が積み重ねてきた理論からの大いなる後退だといふふうな批判をされておられるのでございませうけれども、この批判に對してどのような反論をされるか、お尋ねしたいと思います。

○松尾政府委員 ただいまの御質問は、確かに委員御指摘のように、従来、検証令状で行つたケースが五例、電話傍受がございいます。その例に比べますと、今回の法案の電話傍受というのは、人権保障等の面では後退したのではないかと、後退したんだ、して行くんだといふような議論がございまして、若干長くなりますが、その点についてお答えしたいと思つております。

まず、従来、検証令状で傍受が認められておりましたケースが五例あると申し上げました。この五例でございまして、いずれも覚せい剤の密売事案でございいます。検証許可令状によりまして、密売に用いられているといふことで特定されましたが、この五件の検証令状による傍受では、確かに先生御指摘のように、立会人がその内容も傍受

します。それから二番目に、そのうちの二例だつたと思ひますが、立会人が切斷をしたといふことも現実にあつたわけでございます。

確かにそれが前例としてあるわけでございますが、従来、こうした検証という刑事訴訟法上の一つの手続を利用して行つた電話傍受については、これから申し上げるようないろいろの問題点が逆でございます。

例えば、この検証許可令状によりまして、今申し上げた覚せい剤の密売事犯についての傍受といふことで実施されましたが、では、そのほかどの程度の傍受が可能であるかと、あるいは検証の手続において、傍受を想定して実施した手続の關係者の権利保護はどういふふうな図つていくのかとか、あるいはどの程度の、例えば期間の問題等はどの程度が適當なのか、あるいは最大限どの程度認めるべきなのか、こういった点につきまして、電話傍受を規定している法律が整備されていないゆえをもつて逆にいろいろの問題が発生していったところでございます。法律上、そういういろいろな問題が指摘されてきた。

同時に、捜査の面におきまして、この五件の検証はいずれも薬物の密売事案でございまして、その者の検挙には確かに有効でございました。ただ、その後には検挙、全体像の解明、あるいはどのような組織がいかなる程度にこれに關与しているのか、あるいはさらに根源をたどつていきまして、我が国の覚せい剤の密輸、つまり覚せい剤がどういふ経路で入つてきたのか、こういった取引の解明には必ずしもどの程度かが利用されるのが明快でございませんでした。

また、現在、実例として集積している五例は、そうしたより深い捜査、あるいは本来罰せられるべき首謀者が罰せられていないかという点から見ますと、限界があつたといふことでございいます。

また、人権保障の面におきまして、傍受の要件あるいは手続が刑事訴訟法の検証に關する規定の解釈によつて行われました。

通信傍受は、継続的かつ密行的に行われるという点で、関係者の権利保護等について、従来の強制処分とは異なる配慮が必要であるというところは指摘されるわけでございますが、対象犯罪その他の要件を明示して限定するとともに、所要の権利保護の手続を設ける必要があるというような指摘も強くなされていくところでございます。

この五件の検聴令状によりました実例というのは、今回の法案の作成に当たりまして、十分に参考にしていくところでございます。

今回の法案でございますが、先ほどからいろいろ答弁の中でも出ておりますが、権利保護の手続の点からいいますと、非常に厳格な規定になっております。それから、電話傍受の令状の発付されるまでの要件、あるいは対象犯罪も厳格に絞られている、手続も非常に厳格に規定されているという点が言えるかと思えます。

それから、この法案では、傍受した通信についてはすべて録音等の記録がなされます。それから、立会人の封印を得て、これは裁判官が保管するという点になっております。この記録によりまして、捜査機関がいかなる通信を傍受したのか明らかになるようにしております。

そして、さらには、通信の当事者は、この記録をもとに通信の傍受に関する不服申し立て等を行うことが可能でございます。検聴令状に基づく通信傍受にはない制度の整備が図られているところでございます。

今御説明のありました修正案におきましても、立会人が傍受をしている通信の内容を聞き、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断をすることとしていないという点は修正案も同様でございますが、捜査の対象となつていない事件についての詳細を把握していない立会人に、その判断が困難であるということが一つあります。

それから、立会人がそのような判断をするために、事件の詳細を知り、あるいは通信の内容を聞くものとするのは、かえって関係者のプライバシーの保護上も問題があるということも言えよう

かと思えます。

また、電話傍受という事の性質上、非常に長時間傍受をすることが考えられるわけでございますが、立会人も当然、単数よりも、むしろ多人数が交代で立ち会いをしていただくということが想定されるわけでございまして、そのような多人数の方に事件の内容の詳細を告知しまして、さらに通信の内容を傍受していただくというところは、今申し上げたプライバシーの保護上では、問題がむしろ大きいという点が言えようかと思えます。

以上で、検証とそれから今回の電話傍受との違いといえますが、手続規定あるいは人権保障規定が非常に厳格に整備されているという点を御理解いただきたいと思います。

○漆原委員 修正案では、常時立ち会いということと要件としているわけでございますが、この立ち会いの意味は、私は、捜査の適法性を担保するという点に大きな意味があると思うのです。

しかし、今回、切斷権を認めるべきではないとおっしゃっていますけれども、本来ならば、常時立ち会いをするのであれば、第三者機関が、内容をわかつて切斷権を行使できる人、ある意味ではこれは弁護士会なんかがあったらどうか、あるいは裁判所の事務官がやったらか、いろいろな案が出てくるのですが、これを排斥した理由はどんな理由なんですか。

○笹川委員 今先生がおっしゃるように、第三者機関で、裁判所の事務官や弁護士がやったかどうかという御意見は、この間の参考人の中にもございました。傾聴すべき御意見だと思うのですが、実際問題として、立会人というのは相当の人数が要りますし、あるいはまた弁護士さんというふうな話もありましたが、それは逆に、委員の中でも、そんなに暇で失業している弁護士はいないよななというふうな、実は厳しいお話をございまして、私は、現実問題としてはそれは難しい。それならば、やはり常時獲得できる立会人という点にして、そのかわりに、内容につきましても、裁判所に封印して全部渡すわけですから、確

実につながったか、令状の内容のように期日、時間が正確であったかどうか、そういうことができれば、私は、この通信傍受の目的は十分に公正に果たせるんじゃないのかな、こういうふうな思っております。

○漆原委員 最後に、法務省にお尋ねしますが、この立会人は通話内容も聞くことができない、通話内容を聞けないということは、当然、切斷権を持たない、こうなっておるわけでございますけれども、ただ立会人がそこで立っているというだけで、本当に捜査の適法性というのは担保できるんだらうか、こういう疑問を持っておるのですが、この点はいかがでしょうか。

○松尾政府委員 まず、全体的に、電話傍受の適法性というものは、立会人がいることだけではなくて、先ほどいろいろ申し上げましたが、テープが封印されまして裁判官の手元に保管されるとか、あるいは、そこまで至るいろいろな手続が厳格に決められているとか、傍受が終了するまでの全体の中でのいろいろな制度的な担保、保障がいろいろ図られているわけでございます。

その上に、立会人の問題でございますが、まず第一には、立会人という、いわば捜査機関からいいますと第三者でございますが、第三者がその場に現にいて監視をしているということは、それ自体としても一つの意味がございまして、

それから、二番目に、電話傍受でございますから、時々、テープが終わると交換したりいろいろする。直ちにこれは封印されて、裁判官のところへ届けられるわけでございますが、その際に、この封印という非常に重要な役割は、この立会人が担っております。

それから、立会人は、例えばNTTの職員でございます。電話交換の専門家でございますので、適切にその傍受のコードが引かれているかどうかという技術的な点のチェックは十分可能でございます。

それから、前回の委員会でも申し上げましたが、電話傍受といいますが、全部ずっと傍受す

るわけではなくて、その傍受対象犯罪に関連する会話が傍受されるわけでございます。関連するかわらないかは、短時間聞いてみて、関連するもの明らかなものだけが傍受されて、それ以外は切斷されます。

つまり、そういうような切斷と、入れる行為、これは外形的にわかるわけでございますが、そういうことをきちんとやっているかどうか。少なくとも、外形的にはきちんと聞いていたよということはおかしいわけでございまして、その場合は、立会人は意見を記録に付するように、あるいは意見をその場の捜査官に言うということになります。

そのような意味で、外形的なチェックということではございますが、立会人がいる意味というのは非常に大きいものと思っております。

○漆原委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○杉浦委員長 次に、達増拓也君。

○達増委員 自由党の達増拓也でございます。私も、組織犯罪関連法案の中で、特に議論の多い通信傍受関連について、まず質問をさせていただきます。

修正案提案者の方に質問いたしますけれども、そもそも、政府案に対して、市民の通話が広く傍受されるのではないかと懸念を示す声が見られたわけであります。

通信の傍受は、言うまでもなく、憲法上保障されております通信の秘密や個人のプライバシーを制約する側面もありますから、その範囲は必要最小限度に限定されるべきで、犯罪と無関係の一般市民の通信が傍受の対象になるということはないように十分な配慮が必要であるわけであります。

今回の修正案の立案に当たりまして、これらの点についてもさまざまな観点から検討されたと思うわけでありますけれども、修正案による通信傍受制度においては、一部懸念が出てくるような、市民の通話がみだりに傍受されるというおそれはないと言えるでしょうか。

こうした通信傍受について、さきの質問に述べましたとおり、範囲の限定はなされているわけでありまして、そもそも、そういういわば命令状のない通信傍受のような格好になるわけで、そういう構造自体は修正案においても認められてい

るわけでありませうけれども、この点についてどのようなお考えでしょうか。

○笹川委員 いずれにしても、捜査官というのは、違法性があつた場合には捜査をするのは、これは一つの義務であります。しかし、通信傍受という特殊の中においてその犯罪を知り得た、こういうことでありますが、裁判官の令状がなかったらできないんだよということになってしまうと、現場を押さえられる、あるいは犯罪の事実が確保できるのにみすみすということになりますから、いづれにしても、後ほど裁判官がそれを審査することになっていきますので、もし裁判官がそれはだめだよということになれば、それは使用できないというふうな定められておりますから、私は公平に実施ができるんではないのかな、このように考えています。

○連増委員 今、御答弁の中にありました裁判官による事後審査の規定、これが恐らくその濫用の危険を未然に防ぐための規定として盛り込まれたものと思われるわけでありませうけれども、改めてその趣旨を御説明いただきたいと思ひます。

○笹川委員 御案内のように、裁判官の令状によりまして傍受をするわけでございますから、当然、そのテープも全部裁判官が保管する、あるいはまた聞きたいときも裁判官の許可ということになっております。あくまでも裁判官の主導のもとにこの通信傍受は行いますので、当然、令状にあつても、あるいは事後であつても、裁判官は慎重に国民のプライバシーを守る、人権を守る、こういうことによつて私は犯罪の追及ができるというふうな考えでおりますので、今までと違つて裁判官の職責はまことに重たいというふうな考えでおります。

○連増委員 私が先ほど述べましたように、この通信傍受制度は、捜査当局と裁判所、また地域社会一体となつて、極めて幅広い協力体制の中で、しかもかなり高いレベルでの意思決定等があつた上で行われるわけでありまして、不良警察官が勝手に盗み聞きをするとかいうようなたぐひの話では全然ない。そういう基本があるわけでありませうけれども、それでもまだ国民の中に残るかもしれない不安を払拭していくために、万が一、現場で捜査官が違法な盗聴行為を行つてしまつたようなことがないように、もしそういうことがあつた場合には、嚴重な処罰を加えるという担保が重要になってくると思ひます。

その意味で、現行の電気通信事業法等による通信の秘密の侵害罪の法定刑は非常に軽いものとなつておまして、今回の修正案三十条において、捜査または調査の権限を有する公務員による職務上の通信の秘密の侵害行為について新たな罰則を設けている点は非常に重要なところであると思ひます。この規定について、これを設けた趣旨を説明いただきたいと思ひます。

○笹川委員 今、委員が言われたように、やはり犯罪の捜査、撲滅というのは一般国民の協力なくしてはなし得ない、私もそう思つております。

そこで、今までない重大な捜査上のこういうものを与えたわけですから、万が一、捜査当局がそういうものを濫用したり利用したり国民に迷惑をかける事態ということになったときどうするんだという、この素朴な疑問には、これはやはり三年以下の懲役または百万円以下の罰金とする大變厳しい罰則規定を左側に設けまして、これで担保したいと思ひます。しかし、それは懲役三年でも五年でも、それでも悪いことをするやつはいるじゃないかと、もし言われると、それは答弁できません。

アメリカでも、脱税を起す人は、脱税の期間がございせんから、永久に追徴されます。一生追徴されるわけでありませう。それでもやはり脱税する人はアメリカにもおりますから、ここまでの議論になりますと平行線になるかも知れませんが、少なくとも役人として、国家と国民に奉仕している公僕としては、懲役三年、百万円の罰金というものは相当厳しいものである。これによつて、私は、必ず厳しく運営をしてくれるというふうな捜査当局を信じていきたいと思つております。

す。

○連増委員 捜査当局と裁判所の間のチェック・アンド・バランスや、さらに地域社会、一般市民が参加したチェックできるような体制、さらに万が一違法なことがあつた場合の罰則規定というふうな、二重三重のチェックがかつたような体制ができていくと思ひます。ただ、もちろん、どんなものでもそうすけれども、制度さえできればいいというものではなく、そこにはやはり制度をきちんと有効に使つて、国民の権利を、基本的人権をきちつと守つていくための不断の努力、これが公的機関の側にも、また一般市民の側にも求められていくんだと思ひます。

最後に一つ、通信傍受と別の論点で。

今回の修正案には、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰等に関する罪がマネーロンダリングの処罰の前提犯罪に加えられているわけでありませうけれども、まさにこのマネーロンダリングの問題、国際的にも非常に協力体制をしっかりとつていくということと、サミットや国連でも取り上げられているわけでありませうけれども、ここに今回のような新しい法律の犯罪をつけ加えた理由を伺いたいと思ひます。

○笹川委員 御承知のように、児童買春、児童ポルノの法律は、つい最近、参議院で先議され、衆議院で通過いたしましたので、本案を提出したときにはまだできていない法律でありましたので、今回はそれを追加させていただいた。御案内のように、暴力団が組織的にこういうものをやっているというところは、もう既に一般国民の認識の中に十分あるわけでございますので、今度の修正案の中に入れてさせていただいた。

それからもう一つは、来年から行われますサッカーくじ、これも実はこの中に入つてございませう。これも、不正行為をやつて、八百長なんかをやつた場合には、今までの自転車競走、自動車競走、モーターボート競走と同じようにこの中に入るといふことでございませう。

○連増委員 時間でございます。以上で私の質問

を終わります。ありがとうございました。

○杉浦委員長 これより日本共産党の質疑時間に入ります。

四十五分間ありますが、委員の方々、恐縮ですが、自席にて御待機いただきますようお願いいたします。

〔委員長退席、橋委員長代理着席〕

○杉浦委員長 これにて日本共産党の質疑時間は終了いたしました。

これより社会民主党・市民連合の質疑時間に入ります。

委員の方々、御苦勞さまでありますが、自席にて御待機いただきますように、よろしく御願ひいたします。

〔委員長退席、橋委員長代理着席〕

○杉浦委員長 これにて社会民主党・市民連合の質疑時間は終了いたしました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時十八分散会

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案に対する修正案

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第二項第三号中「(外国公務員等)に対する利益供与等」を「(外国公務員等)に対する不正の利益の供与等」に改める。

第五十四条第一項、第三項及び第四項中「内閣総理大臣を『金融再生委員会』に改める。

附則第一条ただし書及び各号を次のように改める。

ただし、附則第十一条の規定は、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

附則第二条第二項中、「施行日が不正競争防止法の一部を改正する法律の施行の日後となる場合において」と及び「不正競争防止法の一部を改正する法律による改正後の」とを削る。

附則第三条及び第四条を削る。

附則第五条第一項中「前条の規定により読み替えて適用される場合を含む。」を削り、「附則第十二条を附則第八条に改め、みなし、旧麻薬特例法第六条の規定により記録した帳簿は、前条に規定する場合には、同条の規定により読み替えて適用される第五十五条の規定により記録した帳簿」とを削り、同条第二項を削り、同条第三項中「(前条に規定する場合には、金融監督庁設置法)及び(前条に規定する場合には、同条の規定により読み替えて適用される第五十五条の規定により記録した帳簿を含む。)」を削り、同項を同条第二項とし、同条を附則第三条とする。

附則第六条を附則第四条とする。

附則第七条及び第八条を削る。

附則第九条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十一条第二号の改正規定中「平成十年法律第 号」を平成十一年法律第 号に改め、附則第九条を附則第五条とする。

附則第十条のうち義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第十八条第一項第一号ハの改正規定中「平成十年法律第 号」を平成十一年法律第 号に改め、附則第十条を附則第六条とする。

附則第十一条のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律別表に一号を加える改正規定中「平成十年法律第 号」を平成十一年法律第 号に改め、附則第十一条を附則第七条とする。

附則第十二条のうち国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第十四条を第十一号とし、同条の次に一号を加える改正規定中「平成十年法律第 号」を

「平成十一年法律第 号」に改め、附則第十二条を附則第八条とする。

附則第十三条を附則第九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(金融再生委員会設置法の一部改正)

第十条 金融再生委員会設置法平成十年法律第百三十号の二の一部を次のように改正する。

第四十三条第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二の二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪取締の規制等に関する法律(平成十一年法律第 号)第五章の規定に基づいて、金融機関等からの届出に係る事項等の整理及び分析並びに疑わしい取引に関する情報の提供を行うこと。

(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十一条 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十八条のうち金融再生委員会設置法第三

条及び第四条の改正規定中同条第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪取締の規制等に関する法律(平成十一年法律第 号)第五章の規定に基づいて、届出及び通知を受けた事項並びに提供を受けた情報の整理及び分析並びに疑わしい取引に関する情報の提供を行うこと。

附則第十四条を削る。

別表第五十七号中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」の下に「(平成十年法律第百五十五号)を加え、同号を別表第五十八号とし、別表第五十六号の次に次の一号を加える。

五十七 スポーツ振興投資の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)第三十二条(無資格スポーツ振興投資)又は第三十七条後段(加重取締)の罪

別表に次の一号を加える。

五十九 児童買春、児童ポルノに係る行為等の

処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第五条(児童買春周旋)、第六条第二項(業として行う児童買春勧誘)、第七条(児童ポルノ頒布等)又は第八条(児童買春等目的の人身売買等)の罪

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案に

対する修正案

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中「法律は」の下に、「組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害していることにかんがみ」を加え、「実行される」の下に「組織的な」を加え、「身の代金目的略取」を削り、「にかんがみ」を踏まえに改める。

第三条第一項第三号中「禁錮以上の刑が定められている」を「死刑又は無期若しくは長期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる」に、「別表に掲げる罪の」を「別表に掲げる罪と一体のものとしてその」に改める。

第四条第一項中「者」を「検事に」、「警部」を「警視に改め、同項ただし書を削る。

第五条第一項中「簡易裁判所の裁判官にあっては、同項の請求が理由があり、かつ、急速を要し、地方裁判所の裁判官に傍受令状を請求することができないと認めるとき」及び「(簡易裁判所の裁判官にあっては、五日以内)」を削る。

第十二条第二項を次のように改める。

2 立会人は、検察官又は司法警察員に対し、当該傍受の実施に関し意見を述べることができ

る。

第十四条中「死刑又は無期若しくは長期三年」を「別表に掲げるもの又は死刑若しくは無期若しくは短期一年」に改める。

第二十条第三項中「(簡易裁判所の裁判官が傍受令状を発付した場合)には、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官」を削る。

第二十一条の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条第三号中「立会人を立ち会わせなかった

場合は、その時間及び理由を、立会人が述べた意見」に改め、同条第六号中「罰条の下に」並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認めた理由を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する書面の提出を受けた裁判官は、同項第六号の通信については、これが第十四条に規定する通信に該当するかどうかを審査し、これに該当しないと認めるときは、当該通信の傍受の処分を取り消すものとする。この場合においては、第二十六条第三項、第五項及び第六項の規定を準用する。

第二十五条第四項中「次条第三項」の下に「(第二十一条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)を加え、同項ただし書中「同条第三項第二号」を「次条第三項第二号」に改める。

第二十六条第一項中「(簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」を削る。

第三十条を次のように改める。

(通信の秘密を侵す行為の処罰等)

第三十条 捜査又は調査の権限を有する公務員が、その捜査又は調査の職務に関し、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第四百条第一項又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第十四条第一項の罪を犯したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前二項の罪について告訴又は告発をした者は、検察官の公訴を提起しない処分不服があるときは、刑事訴訟法第二百六十二条第一項の請求をすることができ

る。

第三十二条中「書面の提出」の下に「第十四条に規定する通信に該当するかどうかの審査」を加える。

附則第二項を次のように改める。

(有線電気通信法の一部改正)

2 有線電気通信法の一部を次のように改正す

る。

附則第二項を次のように改める。

(有線電気通信法の一部改正)

2 有線電気通信法の一部を次のように改正す

る。

附則第二項を次のように改める。

(有線電気通信法の一部改正)

2 有線電気通信法の一部を次のように改正す

る。

附則第二項を次のように改める。

(有線電気通信法の一部改正)

2 有線電気通信法の一部を次のように改正す

る。

附則第二項を次のように改める。

(有線電気通信法の一部改正)

2 有線電気通信法の一部を次のように改正す

る。

附則第二項を次のように改める。

(有線電気通信法の一部改正)

2 有線電気通信法の一部を次のように改正す

る。

附則第二項を次のように改める。

(有線電気通信法の一部改正)

2 有線電気通信法の一部を次のように改正す

る。

附則第二項を次のように改める。

(有線電気通信法の一部改正)

2 有線電気通信法の一部を次のように改正す

る。

附則第二項を次のように改める。

(有線電気通信法の一部改正)

2 有線電気通信法の一部を次のように改正す

る。

附則第二項を次のように改める。

(有線電気通信法の一部改正)

2 有線電気通信法の一部を次のように改正す

る。

附則第二項を次のように改める。

(有線電気通信法の一部改正)

2 有線電気通信法の一部を次のように改正す

る。

附則第二項を次のように改める。

(有線電気通信法の一部改正)

る。

第十四条第一項中「一年」を「二年」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「二年」を「三年」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

附則に次の一項を加える。

(電気通信事業法の一部改正)

3 電気通信事業法の一部を次のように改正する。

第四百条第一項中「一年」を「二年」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「二年」を「三年」に、「五十万円」を「百万円」に改める。

別表中「別表(第三条関係)」を「別表(第三条、第十四条関係)」に改め、第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を削り、第六号を第二号とし、第七号から第十号までを四号ずつ繰り上げ、第十一号を削り、第十二号を第七号とし、第十三号から第十六号までを削り、第十七号を第八号とし、第十八号及び第十九号を削る。

別表第二十号中「平成十年法律第 号」を

「平成十一年法律第 号」に改め、「 第四号

若しくは第十六号」を削り、「殺人等」を「殺人」に、

「これらの罪(同項第四号及び第六号(刑法第二百二十五条の二第二項に係る部分に限る。))に掲げる罪に係るものを除く。の」を「その」に改め、同号を別表第九号とする。

平成十一年六月十二日印刷

平成十一年六月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B